

クラウドの概要と会計処理

受注制作ソフトウェア産業研究会 公認会計士 中井清二

I はじめに

近年、システム運用コストの削減や業務改善の観点から、企業や官公庁の情報システムにおいてクラウドの活用が広がっています。

本稿では、クラウドの概要と、その会計処理について解説します。

II クラウドとは

1. 定義

現在、統一された定義は特にありませんが、経済産業省が平成22年8月16日に公表した「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会」報告書では、クラウドとは「ネットワークを通じて、情報処理サービスを、必要に応じて提供/利用する」形の情報処理の仕組み（アーキテクチャー）と定義しています。また、ユーザーにとっては、ネットワークを通じて情報処理を利用するサービスであり、ベンダーにとっては、そのサービスを提供するビジネスであると説明しています。

2. 分類

クラウドは、サービスの性質別に、SaaS、PaaS、IaaSと分類されることがあります。

SaaS（Software as a Service）とは、インターネットを通してアプリケーションソフトなどをウェブ上で利用できるようにする、ソフトウェアの提供方法をいいます。主なサービス例として、商談や顧客情報を一元管理する顧客管理システム（CRM）や営業支援システム（SFA）があります。

アプリケーションを対象としたサービスであるSaaSに対し、PaaS（Platform as a Service）

はハードウェア、データベース、ミドルウェアなどシステム開発に必要な環境一式を、ネットワークを通じて提供するサービス形態です。

さらに、IaaS（Infrastructure as a Service）は、クラウド構築のために必要なインフラ環境だけをベンダーが用意し、アプリケーション基盤やアプリケーションは、ユーザーが準備するという形態です。

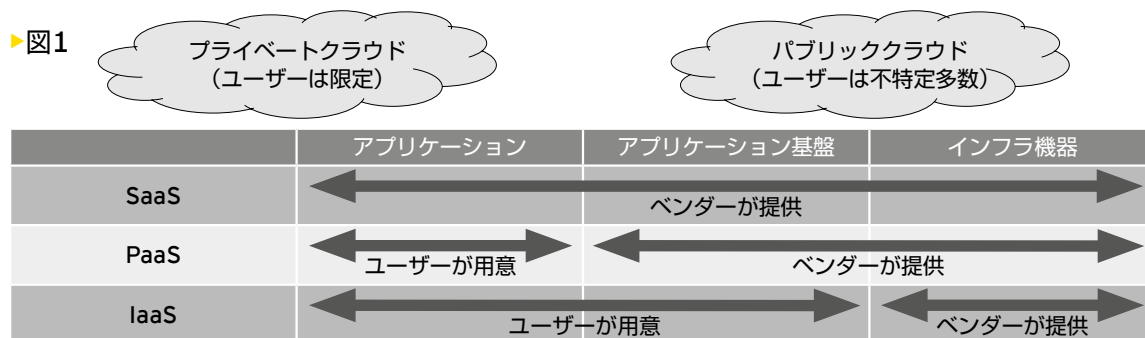
この他、サービス提供の形態別に分類する場合、不特定多数のユーザーへ提供されるパブリッククラウドと、ユーザーが、ある企業などの内部者に限定されるプライベートクラウドとに分けられます。よく利用される形態として、ベンダーからシステムリソースをジャスト・イン・タイムで借り受けるパブリッククラウド、ベンダーのリソースを使って構築するSaaS型のプライベートクラウド、自社内に仮想化データセンターを構築する自社利用前提のプライベートクラウドなどが挙げられます（<図1>参照）。

III クラウドのメリットと利用に伴うリスク

クラウド普及に伴い、ユーザーのIT戦略において、資産の所有のみならずサービスの利用という選択肢が増えました。一般に、クラウドのメリットとして、投資コストやIT運用コストを削減できることが挙げられます。これは、ネットワーク回線の高速化・大容量化、各種技術の発達に伴うベンダー側でのスケールメリットにより、利用者当たりのコストを低く抑えることが可能となるためです。また、クラウドにより、データやシステムそのものの分散管理が可能となることから、災害対策の面でも注目されています。

一方、クラウドには、システム障害が発生せ

▶ 図1



ず、使いたい時に使うことができるかという可用性の面、データ漏えいは生じないかという情報セキュリティ面で、一定のリスクがあるといわれています。

IV 会計処理

1. ユーザー側の会計処理

クラウドを利用する場合、通常はライセンス料を支払うこととなり、当該利用料を費用計上します。一時金で利用料を支払う場合は、その対価の有効期間にわたって費用化することになります。なお、自社でプライベートクラウドを構築する場合、ユーザーが自社のハードウェアを利用し、その基盤上に自社利用のソフトウェアを構築することが多いと考えられますが、その場合には、ソフトウェアを無形資産に計上するとともに、利用可能期間（原則として5年以内）にわたり償却費を計上します。

2. ベンダー側の会計処理

(1) 収益認識

月額利用料での契約の場合、毎月の利用料を発生主義により売上計上します。

(2) ソフトウェア制作費

ベンダー側のソフトウェア制作費は、サービス提供の形態により、複数の処理方法が考えられます。

クラウド上に構築したASP*などを不特定多

数のユーザーに販売するケースでは、ASPに係るソフトウェア制作費は、市場販売目的のソフトウェアとして取り扱います。従って、製品マスター完成までの費用は研究開発費として費用処理し、製品マスター完成後の制作費は資産計上することとなります。減価償却は、見込販売数量に基づく方法や、見込販売収益に基づく方法などにより行われます。

また、例えばPaaS上にユーザー仕様のアプリケーションソフトウェアを構築する場合、そのソフトウェア制作費は、受注制作ソフトウェアとして会計処理を行います。ソフトウェア制作費を個別原価計算により集計する一方、工事契約に関する会計基準を適用して売上を計上します。売上計上の方法には、成果の確実性が認められる場合に、制作の進捗度^{しんぱく}に応じて売上計上する進行基準と、成果の確実性が認められない場合に、全ての制作が完了し、引き渡しを行った時点で計上する完成基準が挙げられます。

さらに、自社やグループ企業向けにプライベートクラウドを提供する場合、ソフトウェア制作費は自社利用目的のソフトウェアとして会計処理します。従って、当該ソフトウェアについて、将来の収益獲得または費用削減効果が認められる場合には、ソフトウェア制作費を無形資産に計上し、利用可能期間にわたり償却が行われます。

参考文献：新日本有限責任監査法人、アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザーズ編『クラウドを活用した業務改善と会計実務』（中央経済社）

* アプリケーション・サービス・プロバイダー。一般にアプリケーションソフトウェアの処理サービスを、インターネットを通じてユーザーに提供する事業者のこと、もしくはサービスそのもののこと